

## (仮) 亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例（案）

亀岡市は、「世界に誇れる環境先進都市」を目指し、幅広い取組を行っている。使い捨てプラスチック問題では、令和2年に全国初となる「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定するなど、市内外から多くの注目を集めている。

本市は、古くから都を支える「京都の穀倉地」として、また、京野菜の主要産地として位置づけられていることから、農業分野での環境負荷の低減も重要であり、有機農業の推進に取り組んでいる。

令和5年2月12日には「オーガニックビレッジ宣言」を行い、生産者の育成や有機農産物の販路拡大、学校給食への導入など、生産から消費までの食料システム全体を範囲とした施策を実施するなかで、狭義の農業だけではなく、根底にある「食」をどのように捉えるかが、重要な視点となっている。

本市は、次世代を担う子どもたちに本市の素晴らしい自然や環境、連綿と続く農や食を継承していくために、環境負荷を低減する農業や地産地消の普及、食育の積極的な推進を図るためこの条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、自然環境を重視した食と農によるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、次世代に継承していくことを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境を重視した食と農によるまちづくり 自然環境を重視し、環境負荷を低減する農業や地産地消、食育などを実践する取組をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。

### （基本理念）

第3条 市は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 環境への負荷をできるかぎり低減する取り組みを食と農の分野において実践することを通じ、将来に渡り持続可能なまちを次世代に継承すること。
- (2) 食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を食育等を通じて育てること。
- (3) 環境、社会、経済のバランスが保たれ、多様な方を包摂する地域社会を構築す

ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1)環境への負荷をできるかぎり低減し、将来に渡り持続可能なまちを次世代に継承する施策

ア 地域資源を活かし、地域内での資源及び経済循環を核とする新たな価値を創出すること。

イ 地産地消を通じ地域内循環を促進するとともに、有機農業などの環境に配慮した農法を奨励すること。

ウ 給食を始めとして市が調達する食材等について、環境負荷の低いものの優先的な導入に努めること

(2)食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を、食育を通じて育てる施策

ア 持続可能なまちづくりに関する人材を育てる機会を設けること。

イ ふるさとの自然に誇りと愛着を持つ市民を育むこと。

(3)食と農への多様な関わり方を認め合い、環境、社会、経済のバランスが保たれるまちを構築する施策。

ア 多様な暮らし方又は働き方に資するための環境を整備すること。

イ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。

2 まちづくりを推進するにあたり、情報を発信するとともに、広く市民及び団体から意見を聴取し、施策へ反映するよう努めること。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、食と農を通じたまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。